

## 船橋市環境衛生監視指導計画策定等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「環境衛生監視員の任命について」(昭和42年1月11日付、厚生省環境衛生局長通知)に基づき市長が任命した環境衛生監視員が実施する立入検査等について、生活衛生関係営業施設等に対する立入検査の実施頻度等を定めた船橋市環境衛生監視指導計画(以下「計画」という。)の策定及び立入検査の実施方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (計画の内容等)

第2条 計画を策定する際は、各施設の特性等を考慮し、検査・調査頻度、重点取組事項等(以下「立入検査等」という。)を定める。

2 計画は年度ごとに策定する。

### (対象施設等)

第3条 計画に係る立入検査等の対象は、以下施設等とする。

- (1)理容所
- (2)美容所
- (3)クリーニング所
- (4)興行場
- (5)旅館業
- (6)公衆浴場
- (7)特定建築物・建築物衛生事業登録営業所
- (8)化製場法で規定された業種
- (9)専用水道・小規模専用水道
- (10)簡易専用水道・小規模簡易専用水道
- (11)温泉
- (12)遊泳用プール
- (13)船橋市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査実施要領で定める検査対象施設
- (14)家庭用品

### (立入検査の実施方法)

第4条 立入検査の実施方法については、別途要領にて規定する。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定めるものとする。

### 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。